

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
112151	埼玉県	狭山市	-	-	5.3	-
団体区分	3.市					

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.82	16.82	25.0	350.0
29,608,941	2,613,654	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

会計名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	2,634,937	8.9
小計		2,634,937	8.9
標準財政規模		29,608,941	100.0
実質赤字比率 (%)		-8.89	※

会計名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	373,740	1.3
	介護保険特別会計	653,611	2.2
	後期高齢者医療特別会計	13,219	0.0

会計名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	3,112,531	10.5
	下水道事業会計	2,653,917	9.0
法 非 適 用 企 業			
合計		9,441,955	31.9
標準財政規模(再掲)		29,608,941	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-31.88	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和3年度決算)

Ver.03.00

団体名 埼玉県狭山市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く)(3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額(3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額)(3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金(3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和元年度	3,768,245			661,311	150,253	617,962		893,453	185,590	2,916,134	
令和2年度	3,946,983			612,666	141,579	615,504		810,455	181,502	2,896,865	
令和3年度	4,020,572			607,515	151,853	615,173		877,227	185,994	2,883,883	

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和元年度	24,327,233	1,880,560	1,456,989
令和2年度	24,850,501	1,952,443	1,434,407
令和3年度	23,674,455	3,320,832	2,613,654

	⑮
	地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)
令和元年度	
令和2年度	
令和3年度	

	実質公債費比率 (単年度)
令和元年度	4.89595
令和2年度	5.67555
令和3年度	5.45614

	実質公債費比率 (3カ年平均)
令和元年度	
令和2年度	
令和3年度	5.3

(参考)

	⑥の内訳								
	PF I事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	いわゆる五省協 定等により、利便 施設及び公共施 設を買い取るた めに行った債務 負担行為に係る もの(省令第7 条第2号)	国営土地改良事 業並びに独立行 政法人森林総合 研究所、独立行 政法人水資源機 構及び独立行政 法人環境再生保 全機構の行う事 業に対する負担 金(省令第7条 第3号)	地方公務員等共 済組合が建設し た職員住宅等の 無償譲渡を受け るために支払う 賃借料(省令第 7条第4号)	社会福祉法人が 施設の建設のた めに借り入れた 借入金の償還に 対する補助(省 令第7条第5号)	損失補償又は保 証に係る債務の 履行に要する経 費の支出(省令 第7条第6号)	地方公共団体以 外の者の債務を 引き受けた場合 における当該債 務の履行に要す る経費の支出 (省令第7条第 7号)	その他これらに 準ずると認めら れるもの(省令 第7条第8号)	利子補給に係る もの(政令第12 条第4号)
令和元年度	220,361							397,601	
令和2年度	218,339							397,165	
令和3年度	218,447							396,726	

総括表④ 将来負担比率の状況（令和3年度決算）

Ver.03.00

団体名 **埼玉県狭山市**

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額					連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
36,915,179	2,215,321	5,522,783	344,959	3,898,417	6,470	0	0	0	6,470	0	0

(分母比)

139      8      21      1      15      0      0      0      0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
12,141,456	5,189,251	4,169,884	32,838,641

(分母比)

46      20      16      124

将来負担額 A		充当可能財源等 B		A - B		
48,903,129	—	50,169,348	—	-1,266,219	-5	将来負担比率 (%)
	184		189		=	-
=						
標準財政規模 C		算入公債費等の額 D		C - D		-4.7
29,608,941		3,069,877		26,539,064	100	
	112		12			

共通事項										2①表 公営企業会計に係る資金不足額等													(14) 合計													
法適用企業										法適用企業													5,766,448	19.5												
地方公共団体コード	都道府県名	市区町村名等	団体区分	標準財政規模 x	特別会計名	事業区分	水道区分	法通	(1)					(2)	(3)				(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)								
									a=b+c+d+e+C+d	流動負債 a	控除企業債等 b	控除未払金等 c	控除額 d		PPP建設事業費等 e	土地前受金 f (宅通)	算入地方債	e+h-i-f											流動資産 g	控除財源 h	控除額 i	土地評価差額 j (宅通)	地方債残高 (宅通)	長期借入金 (宅通)	令第4条の額-0.4%の額	解消可能資金不足額
112151	埼玉県	狭山市	3	29,608,941	水道事業会計	水道	1	法通	625,328	872,586	247,258				3,737,859	3,737,859					-3,112,531	0	3,112,531		2,562,446								2,562,446	-		10.5
112151	埼玉県	狭山市	3	29,608,941	下水道事業会計	下水道	1	法通	187,679	1,070,653	882,974				2,841,596	2,841,596					-2,853,917	0	2,853,917		2,012,739								2,012,739	-		9.0
								法通	-						-						-	0	#VALUE!	#VALUE!									-	#VALUE!	#VALUE!	
								法通	-						-						-	0	#VALUE!	#VALUE!									-	#VALUE!	#VALUE!	
								法通	-						-						-	0	#VALUE!	#VALUE!									-	#VALUE!	#VALUE!	
								法通	-						-						-	0	#VALUE!	#VALUE!									-	#VALUE!	#VALUE!	
								法通	-						-						-	0	#VALUE!	#VALUE!									-	#VALUE!	#VALUE!	
								法通	-						-						-	0	#VALUE!	#VALUE!									-	#VALUE!	#VALUE!	
								法通	-						-						-	0	#VALUE!	#VALUE!									-	#VALUE!	#VALUE!	
								法通	-						-						-	0	#VALUE!	#VALUE!									-	#VALUE!	#VALUE!	
								法通	-						-						-	0	#VALUE!	#VALUE!									-	#VALUE!	#VALUE!	
								法通	-						-						-	0	#VALUE!	#VALUE!									-	#VALUE!	#VALUE!	
								法通	-						-						-	0	#VALUE!	#VALUE!									-	#VALUE!	#VALUE!	